

厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の耐震改修及び流通を促進し、住宅ストックの良質化及び住環境の向上並びに本市への定住の促進を図るため、耐震改修を要する市内の空き家を取得し居住する者に対し、当該空き家の取得に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、市内に所在する戸建て住宅で、居住その他の使用がおおむね1年以上なされていないものをいう。

(補助の対象となる空き家)

第3条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 床面積が50平方メートル以上のものであること。
- (3) 耐震改修を要する空き家の取得の日までに、同日以後において、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの(以下これらを「耐震基準」という。)に適合するための耐震改修を行うことにつき、一定の申請手続をしているものであること。
- (4) 空き家及び空き家の存する敷地の取得に要する費用の合計が500万円以上のものであること。
- (5) 個人が取得したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空き家とすることができる。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象者は、補助対象空き家を取得する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家に居住する世帯の世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象者としなない。

- (1) 市税の滞納がある場合
- (2) 厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)第2条に定める暴力団員等と認められる者に該当する場合
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業は、補助対象空き家を取得し、その取得の日から6箇月以内に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象事業としない。

- (1) 補助対象空き家が耐震基準に適合することとなる前に居住したもの
- (2) 取得時に生計を一にしており、その取得後も引き続き生計を一にする親族、特別な関係にある者等から取得したもの
- (3) 贈与によって取得したもの
- (4) 空き家の取得に関する他の制度等による補助金の交付を受けているもの
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の基本額と加算額とを加えて得た額とする。

- (1) 基本額 50万円
- (2) 加算額

加算額は、次の表のとおりとする。

区分	内容	加算額
転入加算	補助の対象者の属する世帯の全員が本市への転入前に継続して1年以上市外に居住しており、当該空き家に直接転入する場合	10万円
同居及び近居加算	補助の対象者の親世帯又は子世帯が当該空き家に同居若しくは市内に居住する場合	10万円
若年加算	補助の対象者の属する世帯の世帯主又はその配偶者が申請日において40歳未満の場合	10万円
子育て加算	補助の対象者の属する世帯の世帯員に中学生以下の者又は妊婦を含む場合	10万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象空き家の耐震改修工事に着手する前に、厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の位置図
- (2) 空き家の現況写真
- (3) 空き家の売買契約書の写し
- (4) 空き家の登記事項証明書
- (5) 空き家に居住する世帯全員の住民票の写し
- (6) 空き家であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書
 - イ 自治会長等による申述書
 - ウ その他空き家であることが容易に認められる書類
- (7) 耐震改修を行うことについて申請したことが分かる次のいずれかの書類

- ア 建築物の耐震改修計画認定申請書の写し
 - イ 耐震基準適合証明申請書又は仮申請書の写し
 - ウ 建設住宅性能評価申請書又は仮申請書の写し（耐震等級（構造躯体^{くたい}の倒壊等防止）についての評価に限る。）
 - エ 既存住宅売買^{かし}瑕疵担保責任保険契約の申込書の写し
- (8) 補助の対象者の親世帯又は子世帯が当該空き家に同居し、又は市内に居住する場合にあっては、当該世帯全員の住民票及び親子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書等

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに耐震改修工事に着手し、適切に実施しなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 交付決定者は、補助の対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付決定変更申請書（第4号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に関係するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、その適否を決定し、厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助の対象事業を中止するときは、速やかに厚木市要耐震改修空き家取得事業中止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出があったときは、第8条の規定による補助金の交付決定は取り消したものとみなす。

(対象事業の完了報告)

第11条 交付決定者は、補助の対象事業が完了したときは、速やかに厚木市要耐震改修空き家取得事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震基準に適合することとなったことが分かる次のいずれかの書類

- ア 耐震基準適合証明書の写し
- イ 建設住宅性能評価書の写し（耐震等級（構造躯体^{くたい}の倒壊等防止）に係

る評価が等級1、等級2又は等級3であると評価されたもの)

ウ 既存住宅売買^{かし}瑕疵担保責任保険契約の保険付保証明書^のの写し

(2) 空き家に居住した世帯全員の住民票

(3) 耐震改修後の空き家の現況写真

2 前項の規定による完了報告は、当該年度の3月31日までにを行うことを原則とする。

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、補助金の額を確定し、厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求の日から起算して30日以内に当該交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 空き家の取得に関する他の制度等による補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金返還命令書(第11号様式)により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。